

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 条 例

○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県条例第三号

#### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「七千二百円」を「七千四百円」に改める。

第二十六条第二項中「四百六十円」を「八百四十円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日等）

1 この条例中第二十一条第二項の改正規定は公布の日から、第二十六条第二項の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例（第二十一条第二項の改正規定に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（夜間等特殊業務手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された夜間等特殊業務手当は、改正後の条例の規定による夜間等特殊業務手当の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）